

【申請の手引き】

インバウンド対応力強化支援補助金 (無線 LAN 環境の整備)

1 インバウンド対応力強化支援補助金（無線 LAN 環境の整備）とは

東京都内の宿泊施設、飲食店、小売店における無線 LAN 環境整備を支援することにより、外国人旅行者の受入環境の整備を促進することを目的としています。

補助対象施設： 都内の①宿泊施設、②飲食店、③小売店（免税店）
（⇒ 詳細は「2 補助対象施設」（2～4ページ）を御確認ください）

補助対象事業： 施設・店舗内における無料公衆無線 LAN の設置
（⇒ 詳細は「4 補助対象事業」（6ページ）を御確認ください）

補助対象経費： 補助事業に係る経費
（⇒ 詳細は「5 補助対象経費」（7ページ）を御確認ください）

補助額： 補助対象経費の2分の1以内
※ 1 か所あたり 15,000 円以内、各施設・店舗ごとの上限は次のとおり
・ 宿泊施設 1 施設あたり最大 50 か所
・ 飲食店 1 店舗あたり最大 10 か所
・ 小売店 1 店舗あたり最大 10 か所
※ ただし「インバウンド対応力強化支援補助金（外国人旅行者の受入対応の強化）」の補助金額も含み 300 万円以内

募集期間： 平成 30 年 4 月 2 日（月）から平成 31 年 3 月 29 日（金）まで
ただし、補助金申請額が予算額に達した時点で受付を終了します。
※受付終了の場合は、東京観光財団ホームページにてお知らせします。

申請方法： 申請に必要な書類（9ページ参照）を郵送または持参により下記まで提出してください。

【申請受付窓口・お問合せ先】

公益財団法人 東京観光財団地域振興部観光インフラ整備課

住所： 〒162-0801 東京都新宿区山吹町 3 4 6 番地 6 日新ビル 2 階

電話： 03-5579-8463（直通） F A X： 03-5579-8785

受付時間： 9 時 00 分 ～ 17 時 45 分 ※土・日・祝祭日・年末年始を除く。

※補助金の相談に来所されたい場合は、事前にご連絡ください。

2 補助対象施設

(1) 東京都内で以下の営業を行っている民間の宿泊施設

① ホテル営業

(旅館業法第2条第2項)



② 旅館営業

(旅館業法第2条第3項)



③ 簡易宿所営業

(旅館業法第2条第4項)



※東京の観光公式サイト「GO TOKYO」に掲載の写真を使用しています。

※ 以下に該当する施設は補助対象となりません。

- ① 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に掲げる「店舗型性風俗特殊営業」を行っている施設及びこれに類するもの
- ② 国または地方公共団体からの運営委託及び指定管理

(2) 東京都内で以下の要件を全て満たして営業を行っている民間の飲食店

① 飲食店営業（食品衛生法）又は喫茶店営業（食品衛生法）の許可を受けている店舗



② 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者が営業している店舗であること

⇒ サービス業の場合 次のいずれかを満たすこと

(ア) 資本金の額又は出資の総額 5,000 万円以下

(イ) 常時使用する従業員の数 100 人以下

※ 詳細は4ページの【中小企業者の定義】を参照

③ 東京都が実施する「EAT 東京」(多言語メニュー作成支援ウェブサイト)の「外国語メニューがある飲食店検索サイト」に掲載されている店舗

※ 詳細は次ページの【EAT 東京とは】を参照

※ 以下に該当する施設は補助対象となりません。

- ① 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に掲げる「風俗営業」、第5項に掲げる「性風俗関連特殊営業」、第11項に掲げる「特定遊興飲食店営業」、第13項に規定する「接客業務受託営業」を行っている施設及びこれに類するもの
- ② 国または地方公共団体からの運営委託及び指定管理
- ③ 大企業が実質的に経営に参画しているもの ※詳細は次ページ参照

※ 「大企業が実質的に経営に参画」とは次に掲げる事項に該当する場合をいいます。

- ①大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有または出資している
- ②大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有または出資している
- ③役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している
- ④フランチャイズ加盟店など、その他大企業が実質的に経営を支配・参画していると考えられる

(参考) EAT 東京とは

外国人旅行者へのおもてなしの一環として、飲食店の方が簡単に多言語のメニューを作成できるとともに、外国人旅行者が外国語メニューを置く飲食店を検索できる 2 つの機能を備えたウェブサイトです。 <http://menu-tokyo.jp/menu/>



- ※メニューの作成方法及び外国語メニューがある飲食店検索サイトの掲載についての詳細は上記ウェブサイトの「メニューの作成方法」をご参照ください。
- ※掲載には2週間程かかります。余裕をもって手続きを行ってください。

(3) 東京都内で以下の要件を全て満たして営業を行っている民間の小売店（免税店）

① 次のいずれかの許可を受け営業を行っている小売店（免税店）

(ア) 免税販売を行う消費税免税店（一般型消費税免税店）

(イ) 販売場が所在する特定商業施設内に免税手続きカウンターを設置する承認免税手続き事業者が免税販売を行う消費税免税店（手続委託型消費税免税店）



※消費税免税店については、以下ウェブサイトをご参照ください。

（国土交通省 消費税免税店サイト）

<http://www.mlit.go.jp/kankocho/tax-free/index.html>

② 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者が営業している店舗であること

⇒ 小売業の場合 次のいずれかを満たすこと

(ア) 資本金の額又は出資の総額 5,000 万円以下

(イ) 常時使用する従業員の数 50 人以下

※ 詳細は以下の【中小企業者の定義】 参照

※ 以下に該当する店舗は補助対象となりません。

- ① 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に掲げる「性風俗関連特殊営業」を行っている施設及びこれに類するもの
- ② 国または地方公共団体からの運営委託及び指定管理
- ③ 大企業が実質的に経営に参画しているもの ※詳細は3ページ参照

(参考) 中小企業者の定義（中小企業基本法）

中小企業者とは、以下に該当する事業者のことをいいます。

業 種	いずれかを満たすもの	
	資本金又は出資額	常時使用する従業員
製造業、建設業、運輸業、その他の業種（下記以外）	3 億円以下	3 0 0 人以下
ゴム製品製造業者（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造を除く）	3 億円以下	9 0 0 人以下
卸売業	1 億円以下	1 0 0 人以下
小売業	5,000 万円以下	5 0 人以下
サービス業（下記以外）	5,000 万円以下	1 0 0 人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3 億円以下	3 0 0 人以下
旅館業	5,000 万円以下	2 0 0 人以下

3 補助対象外施設

以下のいずれかに該当する団体及び個人は補助交付対象外となります。

- ① 暴力団（東京都暴力団排除条例に規定する暴力団）
- ② 法人その他団体の代表者、役員、使用人、その他の従業員若しくは構成員、又は個人で申請する場合はその個人に暴力団員等に該当する者があるもの
- ③ 事業税その他租税の未申告又は滞納があるもの
- ④ 営業に関して必要な許認可等を取得していないもの（ただし、補助金申請後、実績報告時までに営業許可を受ける予定のあるものを除く。）
- ⑤ 東京都に対する賃料・使用料等の債務支払が滞っているもの
- ⑥ 過去に国・都道府県区市町村等から補助事業の交付決定取消し等を受けた者、又は法令違反等不正の事故を起したものの
- ⑦ 民事再生法、会社更生法、破産法に基づく申立・手続中（再生計画等認可後は除く）、又は私的整理手続中など、事業の継続性について不確実な状況が存在しているもの
- ⑧ 会社法の規定により休眠会社として解散したものとみなされているもの
- ⑨ その他、事業目的に照らして補助金を交付することが適切でないと財団理事長が判断するもの

4 補助対象事業

施設・店舗内に無料公衆無線 LAN を設置した場合に、機器購入費とこれに係る設置工事費等を補助します。

(1) 補助金額

無線 LAN 機器の設置箇所数^{※1}に 1 万 5 千円を掛けた金額と補助対象経費の 2 分の 1 の金額のいずれか低いほうの金額

(i) 無線 LAN 機器の設置箇所数 箇所^{※1} × 15,000 円 = 円

(ii) 補助対象経費 円 × 1/2 = 円

※無線 LAN 機器の設置箇所^{※2} (宿泊施設 50 箇所、飲食店 10 箇所、小売店 10 箇所)

⇒ (i) と (ii) の低いほうの金額 = 補助金額

※ただし、上限額は当財団にて実施している「インバウンド対応力強化支援補助金（外国人旅行者の受入対応の強化）」の同一年度における補助金額も含み、300 万円までです。

(例) 本年度の「外国人旅行者の受入対応の強化」の既交付決定額が 250 万円であった場合
⇒ 本補助制度の上限 50 万円 (= 300 万円 - 250 万円)

注 1 無線 LAN 機器の設置箇所数とは、利用客の端末から無線でアクセス可能で、インターネット環境につながる機器を設置した数です。機器の新設に伴い影響を受ける既設機器の移設を行う場合は、移設を行った箇所も設置箇所数に含めてください。

注 2 都又は財団が実施した補助金の交付実績を有する施設・店舗については、それぞれの上限箇所数（宿泊施設 50 箇所、飲食店 10 箇所、小売店 10 箇所）から補助金により無線 LAN 機器を設置した箇所数を差し引いた数が限度となります。

(2) 設置場所

補助対象施設内にある以下の箇所

(宿泊施設)

- ① ロビー
- ② 食堂（宿泊者が利用する施設に限る。）
- ③ 宴会場
- ④ その他多くの宿泊客が利用する施設
- ⑤ 客室

※ ⑤について補助事業として実施するためには、上記①から④いずれかの施設について無線 LAN 環境の整備を行ってください。（すでに整備されている場合は除きます。）

(飲食店)

- ① 客室及び客席
- ② その他多くの客が利用する施設

(小売店)

- ① 販売所
- ② その他多くの客が利用する施設

5 補助対象経費

補助事業に係る経費のうち、

機器購入費、設置工事費（機器の新設に伴い影響を受ける既設機器の移設に係る経費を含む。）

※ 寄付金や広告収入、観光庁の実施する「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金」等の収入は補助対象経費から控除します。

補助対象外経費

- ・ 間接経費（消費税その他の租税公課、収入印紙代、通信費、水道光熱費、振込手数料等）
- ・ 設備・機器設置後の維持費、メンテナンスに係る消耗品費
- ・ リース・レンタルによる設置機器に係る経費
- ・ 契約から支払までの一連の手続きが、財団が指定する期日までに行われていない経費
- ・ 交付決定前に発注・施工又は導入した設備等に要する経費
- ・ 見積書、契約書、仕様書、請求書、振込控等の帳票類が不備の経費
- ・ 補助金申請書に記載のものと異なる設備等を購入した経費
- ・ 通常業務・取引と混合して支払が行われている経費
- ・ 他の取引と相殺して支払が行われている経費
- ・ 中古品の購入経費
- ・ 親会社、子会社、グループ会社等関連会社（資本関係のある会社、役員及び社員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等）との取引に係る経費（ただし、工事を伴う補助事業において、その内容が構造躯体等に影響を及ぼすもので、真に止むを得ない場合を除く）
- ・ 過剰とみなされる機器を導入する経費、一般的な市場価格又は事業内容に対して著しく高額な経費
- ・ 借入金等の支払利息及び遅延損害金
- ・ 他の補助金等の補助制度の対象となった経費（観光庁の実施する「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金」等を除く。）
- ・ その他、理事長が適切ではないと判断する経費

注1 交付決定の通知を受け取る前に補助事業を開始した場合、補助金は交付しません。

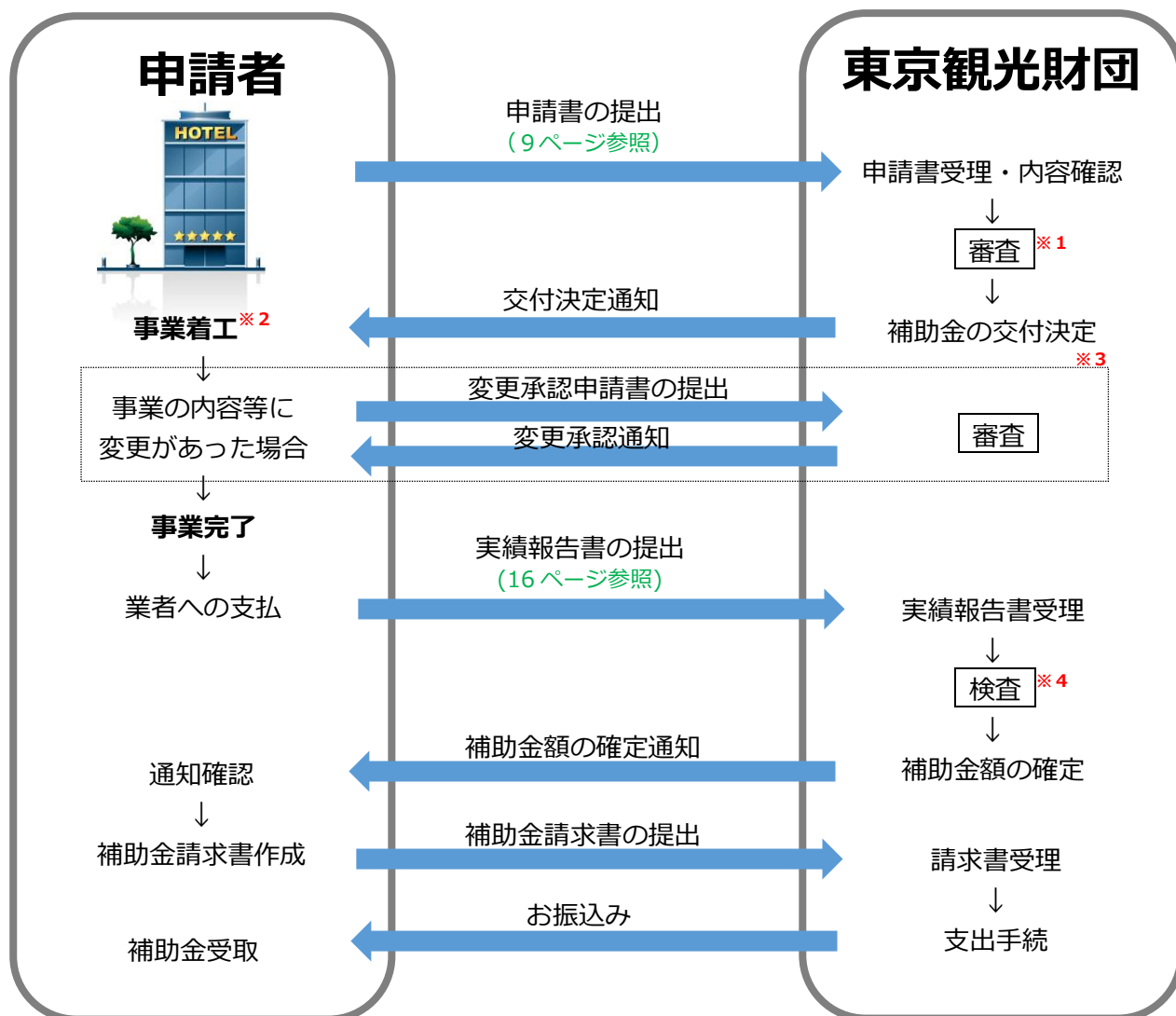
注2 補助対象経費となるのは、初期経費のみです。運営費（ランニングコスト）は補助対象経費としません。

注3 本事業に直接関係ない経費、施設整備費等（建物等管理費、建築・土木委託費等）の経費等は補助対象経費としません。

注4 観光庁の実施する「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金」などは、本補助金と併用できます。ただし、併用する場合であっても、観光庁の補助金の交付決定通知を受け取った後、本補助金の交付決定の通知を受け取る前に補助事業を開始した場合、本補助金は交付しません。

補助金の申請から受領に必要な手続の流れ

☆ 補助金の申請から受領に必要な手続の流れは以下のとおりです。



- ※1
 - ・ 審査は書類審査に加え、施設・店舗内に入場し確認を行う場合があります。その際は御協力ください。
 - ・ 審査に要する時間は、申請から約1か月程度かかる場合があります。
- ※2
 - ・ 交付決定の通知を受け取る前に補助事業を開始した場合は、補助金は交付しません。審査に要する時間を見込んだ上での御申請をお願いいたします。
- ※3
 - ・ 事業着手後、内容、費用等に変更がある場合、事前に**変更承認申請を提出**し、承認を受けてください。
 - ※ 変更承認申請の提出がない場合、補助金を受け取れないことがあります。事業の内容、費用等に変更が発生しそうな場合は、必ず事前に御相談ください。
- ※4
 - ・ 交付決定後、必要に応じて検査を行うことがあります。また、実績報告書受理後、完了検査に伺い、施設・店舗内に入場し、目視確認及び写真撮影等（客室内を含む。）を行います。その際は御協力ください。
 - ・ 完了検査の日程については、実績報告書受理後、御相談させていただきます。

交付申請時の提出書類（宿泊施設・飲食店・小売店 共通）

補助金交付申請時は、以下の書類を御提出ください。

- ☐ 交付申請書（第 1 号様式）（別紙 1 補助事業計画書）
※ 宿泊施設、飲食店、小売店ごとに別紙 1 補助事業計画書の様式が異なります。
- ☐ 誓約書（第 2 号様式）
- ☐ 申請書に使用した印鑑の印鑑証明書
※ 申請日以前 3 箇月以内に発行されたものに限りです。
- ☐ 商業登記簿謄本(法人の場合) / 住民票(個人の場合)
※ 申請日以前 3 箇月以内に発行されたものに限りです。
- ☐ 社歴書（法人の場合） / 経歴書（個人の場合）
※ 書式は任意とします。
- ☐ 最近 2 期の貸借対照表、損益計算書（法人の場合） / 最近 2 期の税務署による収受印を確認できる税務申告書類の写し（個人の場合）
※ 新規創業した施設の場合、創業計画書、事業計画書を提出してください。
- ☐ 納税証明書（法人税＜その 1＞又は事業税）（法人の場合） / 納税証明書（所得税＜その 1＞又は事業税）（個人の場合）
※ 税務署または都税事務所発行の直近のもの。
- ☐ 整備前後の図面・展開図
※ 宿泊施設の客室のみに設置する場合は、公共スペースの無線 LAN 環境が整備されていることが確認できる書類又は写真
- ☐ 補助事業に係る設置・施工前の写真
- ☐ 工事仕様書（購入機器のカatalog、実施する工事内容等）
- ☐ 工事工程表
- ☐ 経費の積算内訳書又は見積内訳書
- ☐ 利用者向けパンフレット（施設・店舗の概要がわかるもの。ホームページのコピー可）
- ☐ 委任状
※ 必要に応じて。書式は任意とします。
- ☐ 旅館業営業許可書（写し）（宿泊施設の場合）
※ 管轄保健所が発行した営業の種別が記載されているもの。
記載事項に変更がある場合は、現況と同一となるよう、変更届の写し等も添付すること。
- ☐ 飲食店営業又は喫茶店営業の許可書（写し）（飲食店の場合）
- ☐ 輸出品販売場の許可を証明する書類（写し）（小売店の場合）
- ☐ その他必要に応じて提出を依頼するもの

※補助金申請後に許可を受ける予定のものについては、許可申請書（写し）を提出し実績報告時まで提出すること

※ **親会社、子会社、グループ会社等関連会社との取引が必要な場合**

原則として、親会社、子会社、グループ会社等関連会社（資本関係のある会社、役員及び社員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等）との取引は補助対象外となります。

ただし、設置工事の内容が構造躯体等に影響を及ぼすことから、親会社、子会社、グループ会社等関連会社との取引が真に止むを得ない場合は、例外的に対象となりますので、その理由を明記した書類（様式任意）を添付してください。

記入例（共通）

第1号様式（第2条関係）

平成30年〇月〇日

公益財団法人東京観光財団 理事長 殿

申請者住所（法人の場合、本店所在地）

東京都〇〇区〇〇町1-2-3

登記簿・住民票と同様に
記載してください。

氏名（法人の場合は商号または名称及び代表者）

株式会社 ホテル・トウキョウ
代表取締役 東京 観光

登録印
（実印）

施設・店舗所在地

東京都〇〇区〇〇町1-2-3

営業許可書と同様に
記載してください。

施設・店舗名称

ホテル・トウキョウ

印鑑証明と同一の
印鑑を使用してく
ださい。

インバウンド対応力強化支援補助金（無線 LAN 環境の整備）交付申請書

インバウンド対応力強化支援補助金（無線 LAN 環境の整備）交付要領第2条の規定により補助金の交付を下記のとおり申請します。

なお、本補助金に関して、当方が貴財団に提出する一切の書類（第1号様式から第10号様式まで及びその添付書類）について、貴財団と東京都とにおいて情報共有すること（インバウンド対応力強化支援補助金交付要綱第17条）に同意します。

記

1 申請額

金 675,000 円

別紙の③の額を記入してください。

2 補助事業の内容等

別紙のとおりです。

3 補助事業完了予定年月日（業者への支払を含め、補助事業が完了する予定日）

平成30年〇月〇日

別紙の施工時期等の欄と整合する日付を記入してください。

右上の申請者の従業員以外の方が
担当者である場合は、委任状（書式は
任意）が必要です。
本申請に関し、東京観光財団から
ご連絡させていただくことがあります
ので、申請の内容等を把握されている
方を必ずご記入ください。

（担当者）

法 人 名： 株式会社 ホテル・トウキョウ
所 属： ファシリティマネジメント部
住 所： 東京都〇〇区〇〇町1-2-3
電 話 番 号： 03-〇〇〇〇-××××
F A X 番 号： 03-〇〇〇〇-××△△
担 当 者 名： 多摩 島

記入例（宿泊施設）

別紙（第1号様式に添付）（宿泊施設用）

施設・店舗に応じた様式を使ってください

補助事業計画書

建物構造区分	[SRC] 造 [30] 階建	
施設規模	客室数 [295 室] ・ 宴会場数 [5 室] ・ 会議室数 [10 室]	
現在の施設内無線LAN設置状況	ロビー、レストラン及び会議室には設置済み。客室フロアは廊下に設置しているが、電波が十分届かない部屋が多く、速度も遅いため、顧客からの不満の声が多い。	
今回申請する無線LAN設置の 具体的内容・効果	ホテル全体の回線を強化し、ロビー、会議室の機器を更新して速度を確保する。また、客室全室にアクセスポイントを設置することで、客室全室でストレスなくWi-Fiを利用できるようになる。	
施工 時期 等	施工業者等との契約予定年月	平成 30 年〇月※ ¹
	購入（着工）予定年月	平成 30 年〇月
	設置（竣工）予定年月	平成 30 年□月
	利用開始予定年月	平成 30 年□月
	購入業者（施工業者等）への 予定支払年月	平成 30 年□月

交付決定まで1か月程度かかりますので、余裕をもって申請してください。

※1 交付決定日より前に契約すると、補助金が交付されませんので、期間に余裕をもって申請してください。

東京都又は財団が実施した補助金にて過去に無線LAN機器設置実績の有無（ある場合は設置数も記入）	1 あり <u>5</u> 箇所	2 なし
無線LAN機器の設置場所と設置箇所数※ ² （該当する項目の番号全てに○印を付け、設置箇所数を記入してください。）	設置場所 1 公共スペース ロビー 食堂 宴会場 その他（ 会議室 ）	設置箇所数※ ² 18 箇所
	2 客室	295 箇所
	合計設置箇所数※ ²	313 箇所
補助対象となる設置箇所数※ ²	合計設置箇所数が50箇所以下の場合、合計設置箇所数から東京都又は財団が実施した補助金により無線LAN機器を設置した箇所数を差し引いた数 合計設置箇所数が50箇所を超える場合、50箇所から東京都又は財団が実施した補助金により無線LAN機器を設置した箇所数を差し引いた数	(a) 45 箇所

※2 機器の新設に伴い影響を受ける既設機器の移設を行う場合、その箇所も設置箇所数に含めてください。

補助対象となる設置箇所数※ ² (a) (45) 箇所 × 15,000 円 =	① 675,000 円
補助対象経費 (b) (1,955,443) 円 — 収入 (c) (0) 円 × 1/2 =	② 977,000 円
交付申請額 (①と②いずれか低い額)	※千円未満は切り捨て ③ 675,000 円

記入例（宿泊施設）

無線 LAN 機器購入費

※ 消費税、地方消費税

無線アクセスポイント機器については、補助対象となる設置箇所数分を記入してください。

番号	購入機器の名称（メーカー名・型番・付属品等）、設置工事費等	数量	単価	補助対象経費（円）
1	Wi-Fi ルーター （○社 xxx-xxxx）	18	48,000	864,000
2	Wi-Fi ルーター （○社 xxx-xyyy）	27	12,000	324,000
3	LAN スイッチ （□社 abc-defg）	6	600,000	517,572
4	HUB （△社 mmmnnn）	24	7,000	24,153
5	ケーブル等	1 式	120,000	17,252
6	ネットワーク設計	1 式	300,000	43,131
7	設置工事費	1 式	500,000	71,885
		1 式	500,000	71,885
		1 式	150,000	21,565
単価は見積内訳書のとおり記入してください。（消費税を含まない金額）				1,955,443 円

見積りに調整費、割引など金額がマイナスになる項目がある場合、マイナス項目として記載するか、諸経費等からマイナスし、総事業費が見積りと一致するように記入してください。

環境の構築に必要な費用については、（数量 × 単価）に（補助対象となる設置箇所数 ÷ 合計設置箇所数）をかけて補助対象経費を算出してください。

【事例のケース】
（数量 × 単価） ×
（45/313）

※親会社、子会社、グループ会社等関連会社とは、資本関係のある会社、役員及び社員に兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等をいいます。

寄付金や広告収入、観光庁「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金」の収入

内容 なし	該当項目にチェックを入れてください。	(c) 0 円
----------	--------------------	------------

《申請書添付書類》

- 1 印鑑証明書
※ 申請日以前 3 ヶ月以内に発行されたもの
- 2 登記簿謄本（法人の場合） / 住民票（個人の場合）
※ 申請日以前 3 ヶ月以内に発行されたもの
- 3 社歴書（法人の場合） / 経歴書（個人の場合）
※ 様式は任意
- 4 直近 2 期の貸借対照表、損益計算書（法人の場合） /
直近 2 期分の税務署による収受印を確認できる税務申告書の写し（個人の場合）
- 5 納税証明書（法人税＜その 1＞又は事業税）（法人の場合） /
納税証明書（所得税＜その 1＞又は事業税）（個人の場合）
- 6 整備前後の図面・展開図
※ 客室のみに設置する場合は、公共スペースの無線 LAN 環境が整備されていることが確認できる書類又は写真も合わせて提出すること
- 7 工事仕様書
- 8 工事工程表
※ 着工予定日、工事日数が確認できるもの
- 9 経費の積算明細書又は見積書内訳
- 10 利用者向けパンフレット
- 11 委任状（必要に応じて）
- 12 旅館業営業許可書（写し）※ 営業の種別が記載のもの
- 13 その他必要に応じて提出を依頼するもの

記入例（飲食店）

別紙（第1号様式に添付）（飲食店用）

施設・店舗に応じた様式を使ってください

補助事業計画書

建物構造区分		[S R C] 造 [2] 階建
資本金の額又は出資の総額		500 万 円
常時使用する従業員の数		10 人
店舗規模		席数 [30 席] ・ 店舗面積 [100 平方メートル]
店舗所有形態		申請者にて所有 ・ 賃貸
現在の施設内無線 L A N 設置状況		現在無線 LAN は設置していないが、外国人客を含む来店客からの要望の声が多い。
今回申請する無線 L A N 設置の具体的内容・効果		客室及びキッズスペースで利用できるアクセスポイントを5か所設置することで、ストレスなく Wi-Fi を利用できるようになる。
施 工 時 期 等	施工業者等との契約予定年月	平成 30 年〇月※1
	購入（着工）予定年月	平成 30 年〇月
	設置（竣工）予定年月	平成 30 年□月
	利用開始予定年月	平成 30 年□月
	購入業者（施工業者等）への予定支払年月	平成 30 年□月

交付決定まで1か月程度かかりますので、余裕をもって申請してください。

交付決定まで1か月程度かかりますので、余裕をもって申請してください。

※1 交付決定日より前に契約すると、補助金が交付されませんので、期間に余裕をもって申請してください。

東京都又は財団が実施した補助金にて過去に無線 LAN 機器設置実績の有無（ある場合は設置数も記入）	1 あり _____ 箇所	2 なし
無線 LAN 機器の設置場所と設置箇所数※2 （該当する項目の番号全てに○印を付け、設置箇所数を記入してください。）	設置場所	設置箇所数※2
	1 客室及び客席	4 箇所
	2 その他（キッズスペース）	1 箇所
	合計設置箇所数※2	5 箇所
補助対象となる設置箇所数※2	合計設置箇所数が10箇所以下の場合、合計設置箇所数から東京都又は財団が実施した補助金により無線 LAN 機器を設置した箇所数を差し引いた数 合計設置箇所数が10箇所を超える場合、10箇所から東京都又は財団が実施した補助金により無線 LAN 機器を設置した箇所数を差し引いた数	
	(a)	5 箇所

※2 機器の新設に伴い影響を受ける既設機器の移設を行う場合、その箇所も設置箇所数に含めてください。

補助対象となる設置箇所数※2 (a) (5) 箇所 × 15,000 円 =	① 75,000 円
補助対象経費 (b) (144,300) 円 — 収入 (c) (0) 円 × 1 / 2 =	② 72,150 円
交付申請額 (①と②いずれか低い額)	※千円未満は切り捨て ③ 72,000 円

別紙2枚目については13ページをご参照ください。

記入例（小売店）

別紙（第1号様式に添付）（小売店用）

施設・店舗に応じた様式を使ってください

補助事業計画書

建物構造区分	[SRC] 造 [2] 階建	
資本金の額又は出資の総額	500 万 円	
常時使用する従業員の数	10 人	
店舗規模	店舗面積 [100 平方メートル]	
店舗所有形態	申請者にて所有 ・ 賃貸	
現在の施設内無線 LAN 設置状況	現在無線 LAN は設置していないが、外国人客を含む来店客からの要望の声が多い。	
今回申請する無線 LAN 設置の 具体的内容・効果	店舗全体で利用できるアクセスポイントを5か所設置することで、ストレスなく Wi-Fi を利用できるようになる。	
施 工 時 期 等	施工業者等との契約予定年月	平成 30 年〇月※1
	購入（着工）予定年月	平成 30 年〇月
	設置（竣工）予定年月	平成 30 年□月
	利用開始予定年月	平成 30 年□月
	購入業者（施工業者等）への 予定支払年月	平成 30 年□月

交付決定まで1か月程度かかりますので、余裕をもって申請してください。

※1 交付決定日より前に契約すると、補助金が交付されませんので、期間に余裕をもって申請してください。

東京都又は財団が実施した補助金にて過去に無線 LAN 機器設置実績の有無（ある場合は設置数も記入）	1 あり _____ 箇所	2 なし
無線 LAN 機器の設置場所と設置箇所数※2 （該当する項目の番号全てに○印を付け、設置箇所数を記入してください。）	1 販売場	4 箇所
	2 その他（キッズスペース）	1 箇所
	合計設置箇所数※2	5 箇所
補助対象となる設置箇所数※2	合計設置箇所数が10箇所以下の場合、合計設置箇所数から東京都又は財団が実施した補助金により無線 LAN 機器を設置した箇所数を差し引いた数 合計設置箇所数が10箇所を超える場合、10箇所から東京都又は財団が実施した補助金により無線 LAN 機器を設置した箇所数を差し引いた数 (a) 5 箇所	

※2 機器の新設に伴い影響を受ける既設機器の移設を行う場合、その箇所も設置箇所数に含めてください。

補助対象となる設置箇所数※2 (a) (5) 箇所 × 15,000 円 =	① 75,000 円
補助対象経費 (b) (144,300) 円 — 収入 (c) (0) 円 × 1 / 2 =	② 72,150 円
交付申請額 (①と②いずれか低い額)	※千円未満は切り捨て ③ 72,000 円

別紙2枚目については13ページをご参照ください。

補助事業完了後の提出書類（宿泊施設・飲食店・小売店 共通）

交付決定を受けた事業が完了次第、速やかに以下の書類を御提出ください。

☐ 実績報告書（第7号様式）

※ 宿泊施設、飲食店、小売店ごとに別紙の様式が異なります。

☐ 契約書又は注文書の写し（交付決定日以降に契約が締結されたものに限る）

☐ 契約金額明細書又は内訳書の写し

☐ 納品書の写し

☐ 施工業者からの請求書の写し

☐ 銀行振込受領書又は契約先発行の領収書の写し

☐ 寄付金その他の収入について、内容及び内訳のわかる資料

☐ 補助事業に係る設置・施工前の写真

☐ 補助事業に係る設置・施工後の写真

☐ 購入機器の製品カタログ、保証書のコピー、シリアルNo.が確認できる資料

☐ その他理事長が必要とする資料

※ インバウンド対応力強化支援補助金（無線LAN環境の整備）請求書（第9号様式）は実績報告時の提出は必要ありません。

金額確定通知の受領後にご提出いただきます。（8ページ 補助金申請の流れを参照）

平成 30 年 □ 月 □ 日

公益財団法人東京観光財団 理事長 殿

申請者住所（法人の場合、本店所在地）

東京都〇〇区□□町 1-2-3

登記簿・住民票と同様に
記載してください。

氏名（法人の場合は商号または名称及び代表者）

株式会社 ホテル・トウキョウ

代表取締役 東京 観光

施設・店舗所在地

東京都〇〇区□□町 1-2-3

営業許可書と同様に記
載してください。

施設・店舗名称

ホテル・トウキョウ

登録印
(実印)

印鑑証明と同一の
印鑑を使用してく
ださい。

インバウンド対応力強化支援補助金（無線 LAN 環境の整備）実績報告書

日付、文書番号は、交付決定
通知に記載してあります。

平成 年 月 日付 第 号で交付決定を受けたインバウンド対応力強化支援
補助金（無線 LAN 環境の整備事業）に係る事業実績について、下記のとおり報告します。

記

変更承認申請を行い承認された場合は、以下の
文章を追記してください。

「なお、本事業は、年 月 日付 第 号
をもって、変更承認を受けています。」

1 補助金額

金 675,000 円

2 補助事業の内容

別紙補助事業実績報告書のとおりです。

3 補助事業完了年月日（業者への支払を含め、補助事業が完了した日）

平成 30 年 □ 月 □ 日

（担当者）

法 人 名： 株式会社 ホテル・トウキョウ
所 属： ファシリティマネジメント部
住 所： 東京都〇〇区□□町 1-2-3
電 話 番 号： 03-〇〇〇〇-××××
F A X 番 号： 03-〇〇〇〇-××△△
担 当 者 名： 多摩 島

記入例（宿泊施設）

補助事業実績報告書

施設・店舗に応じた様式を使ってください		実施した無線 LAN 設置・工事内容		ホテル全体の回線を強化し、ロビー、会議室の機器を更新して速度を確保した。また、客室全室にアクセスポイントを設置した。	
無線 LAN 機器の設置場所と設置箇所数 ^{※1} （該当する項目の番号全てに○印を付け、設置箇所数を記入してください。）		設置場所		設置箇所数 ^{※1}	
		① 公共スペース ロビー 食堂 宴会場 その他（ 会議室 ）		18 箇所	
		② 客室		295 箇所	
		合計設置箇所数 ^{※1}		313 箇所	
		補助対象となる設置箇所数 ^{※1}		(a) 45 箇所	
施工時期等	施工業者等との契約年月日		平成 30 年○月△日		
	着工（購入）年月日		平成 30 年○月◇日		
	竣工（納入）年月日		平成 30 年□月○日		
	利用開始年月日		平成 30 年□月△日		
	施工業者等への支払年月日		平成 30 年□月□日		
		経費区分	総事業費	補助対象経費 （要綱別表2-1参照）	
経費		無線 LAN 機器購入費及び設置工事費	7,048,080 円	(b) 1,955,443 円 ^{※2}	

※1 機器の新設に伴い影響を受ける既設機器の移設を行う場合、その箇所も設置箇所数に含めてください。

※2 (b)は、次頁、補助対象経費の内訳の合計

補助対象となる設置箇所数 ^{※1} (a) (45)箇所 × 15,000 円 =	② 675,000 円
補助対象経費 (b) (1,955,443) 円 — 収入 (c) (0) 円 × 1 / 2 =	② 977,000 円 ※千円未満は切り捨て
既交付決定額 ※ 変更承認を受けた場合は、変更承認による交付決定額	③ 675,000 円

補助金額 （上記①から③までで低い額を記入）	675,000 円
------------------------	-----------

記入例（宿泊施設）

無線LAN機器購入費及び設置工事費にかかる内訳明細書（実績報告時）

※ 消費税、地方消費税相当額を除いた額を記入すること

番号	購入機器の品名 (メーカー名・型番・付属品等)、設置工事費等	数量	単価	補助対象経費(円)
1	Wi-Fi ルーター (○社 xxx-xxxx)	18	48,000	864,000
2	Wi-Fi ルーター (○社 xxx-xyy)	27	12,000	324,000
3	LAN スイッチ (□社 abc-defg)	6	600,000	517,572
4	HUB (△社 mmmnnn)	24	7,000	24,153
5	ケーブル等	1 式	120,000	17,252
6	ネットワーク設計	1 式	300,000	43,131
7	設置工事費	1 式	500,000	71,885
8	ネットワーク設定等	1 式	500,000	71,885
9	諸経費	1 式	150,000	21,565
10				
計				(b) 1,955,443 円

申請時と同じ書き方で記入してください

設置工事等を請け負った企業は、親会社、子会社、グループ会社等関連会社ではないか

事業実施を請け負った企業は、親会社、子会社、グループ会社等関連会社ではない。 ☒
 事業実施を請け負った企業は、親会社、子会社、グループ会社等関連会社である。 ☐ 別途理由書(様式任意)を提出
※親会社、子会社、グループ会社等関連会社とは、資本関係のある会社、役員及び社員を兼任して、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等をいいます。

該当項目にチェックを入れてください。

寄付金や広告収入、観光庁「訪日外国人旅行者受入環境整備案」に対する補助金」などの収入

内容 なし	(c) 0 円
----------	------------

《実績報告書添付書類》

- 1 契約書又は注文書の写し（交付決定日以降に契約が締結されたものに限る）
- 2 契約金額明細書又は内訳書の写し
- 3 納品書の写し
- 4 施工業者からの請求書の写し
- 5 銀行振込受領書又は施工業者発行の領収書の写し
- 6 寄付金その他の収入について、内容及び内訳のわかる資料
- 7 補助事業に係る設置・施工前の写真
- 8 補助事業に係る設置・施工後の写真
- 9 購入機器の製品カタログ、保証書のコピー、シリアルNo.が確認できる資料
- 10 その他理事長が必要とする資料

記入例（飲食店）

別紙（第7号様式に添付）（飲食店用）

補助事業実績報告書

施設・店舗に応じた様式を使ってください

実施した無線 LAN 設置・工事内容		客席・客室及びキッズスペースでストレスなく Wi-Fi を利用できるよう、機器を新たに設置して、アクセスポイントを5か所設けた。	
無線 LAN 機器の設置場所と設置箇所数※ ¹ （該当する項目の番号全てに○印を付け、設置箇所数を記入してください。）		設置場所	設置箇所数※ ¹
		① 客室及び客室	4 箇所
		② その他（キッズスペース）	1 箇所
		合計設置箇所数※ ¹	5 箇所
		補助対象となる設置箇所数※ ¹	(a) 5 箇所
施工時期等	施工業者等との契約年月日	平成 30 年○月△日	
	着工（購入）年月日	平成 30 年○月◇日	
	竣工（納入）年月日	平成 30 年□月○日	
	利用開始年月日	平成 30 年□月△日	
	施工業者等への支払年月日	平成 30 年□月□日	
	経費区分	総事業費	補助対象経費 （要綱別表 2－2 参照）
経費	無線 LAN 機器購入費及び設置工事費	155,844 円	(b) 144,300 円※

※¹ 機器の新設に伴い影響を受ける既設機器の移設を行う場合、その箇所も設置箇所数に含めてください。

※² (b)は、次頁、補助対象経費の内訳の合計

補助対象となる設置箇所数※ ¹ (a) (5) 箇所 × 15,000 円 =	③ 75,000 円
補助対象経費 (b) (144,300) 円 — 収入 (c) (0) 円 × 1 / 2 =	② 72,000 円 ※千円未満は切り捨て
既交付決定額 ※ 変更承認を受けた場合は、変更承認による交付決定額	③ 72,000 円

補助金額 （上記①から③までで低い額を記入）	72,000 円
------------------------	----------

別紙 2 枚目については 19 ページをご参照ください。

記入例（小売店）

別紙（第7号様式に添付）（小売店用）

補助事業実績報告書

施設・店舗に応じた様式を使ってください

実施した無線 LAN 設置・工事内容		販売場全体及びキッズスペースでストレスなく Wi-Fi を利用できるよう、機器を新たに設置して、アクセスポイントを5か所設けた。	
無線 LAN 機器の設置場所と設置箇所数※ ¹ （該当する項目の番号全てに○印を付け、設置箇所数を記入してください。）		設置場所	設置箇所数※ ¹
		① 販売場	4 箇所
		② その他（キッズスペース）	1 箇所
		合計設置箇所数※ ¹	5 箇所
		補助対象となる設置箇所数※ ¹	(a) 5 箇所
施工時期等	施工業者等との契約年月日	平成 30 年○月△日	
	着工（購入）年月日	平成 30 年○月◇日	
	竣工（納入）年月日	平成 30 年□月○日	
	利用開始年月日	平成 30 年□月△日	
	施工業者等への支払年月日	平成 30 年□月□日	
	経費区分	総事業費	補助対象経費 （要綱別表 2－3 参照）
経費	無線 LAN 機器購入費及び設置工事費	155,844 円	(b) 144,300 円※ ²

※¹ 機器の新設に伴い影響を受ける既設機器の移設を行う場合、その箇所も設置箇所数に含めてください。

※² (b)は、次頁、補助対象経費の内訳の合計

補助対象となる設置箇所数※ ¹ (a) (5) 箇所 × 15,000 円 =	④ 75,000 円
補助対象経費 (b) (144,300) 円 — 収入 (c) (0) 円 × 1 / 2 =	② 72,000 円 ※千円未満は切り捨て
既交付決定額 ※ 変更承認を受けた場合は、変更承認による交付決定額	③ 72,000 円

補助金額 （上記①から③までで低い額を記入）	72,000 円
------------------------	----------

別紙 2 枚目については 19 ページをご参照ください。

【申請様式等のダウンロード先】

公益財団法人 東京観光財団ホームページ

<http://www.tcvb.or.jp/jp/project/infra.html>

お問合せ先

公益財団法人 東京観光財団地域振興部観光インフラ整備課

住所： 〒162-0801

東京都新宿区山吹町 3 4 6 番地 6 日新ビル 2 階

電話： 03-5579-8463（直通） F A X： 03-5579-8785

受付時間： 9 時 00 分 ～ 17 時 45 分 ※ 土・日・祝祭日・年末年始を除く。

※補助金の相談に来所されたい場合は、事前にご連絡ください。